

maruko 給付特待生の募集

島根県育英会では、立派なふるまいで、高い志を持って勉学に励み、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献できる学業成績が優秀な人を対象にmaruko 給付特待生の募集を行います。

令和4年4月に大学へ入学する予定の人で、申込時の収入（所得）の制限はありません。

応募資格	次の①～③の全てを満たす人 ① 島根県出身者であること ② 令和4年4月に大学へ入学すること（大学院及び短期大学を除く） ③ 出身又は在学高等学校長の推薦を受けることができること (注) 島根県出身者とは、次のいずれかに該当する場合をいいます ○ 本人の住所が通算して5年以上島根県内にある場合 ○ 父母またはこれに準ずる方の住所が島根県内にある場合 (注) 他制度利用予定の方も応募できます
------	---

【給付額】 月額5万円

【給付期間】 令和4年4月から4年間

医学部等4年を超える大学にあっても4年間を限度とします。

また、留年、休学、長期の欠席をしたとき、停学その他処分を受けたとき、性行の不良がみとめられたとき等は、奨学生の資格を失い、奨学金の給付が打ち切られます。

【募集人員】 2名程度

【学校推薦】 各高等学校長からの推薦者は1名を上限とします。※ 2名以上の場合は校内選考。

【願書受付】 令和3年8月2日（月）～ 令和3年9月30日（木）（消印有効）

【出願手続】 次の書類を出身又は在学高等学校経由で提出してください。

① maruko 給付特待生願書

② 当会の指定するテーマ「10年後の私と島根」についての作文 ※ 校内締切
(400字詰め原稿用紙3枚以内、自筆とする。ワープロ不可) 9月17日(金)

③ 市町村長の証明する所得・課税証明書

(親権者の令和3年度課税台帳記載の証明)

④ 出身又は在学高等学校長の推薦書

⑤ 高等学校長の証明する調査書（開封無効）

問い合わせ先

公益財団法人島根県育英会

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3

島根県市町村振興センター3階

TEL 0852-28-1981

FAX 0852-26-2089

E-mail info@shimane-ikuei.or.jp